

KanH●Kyo

2017/8
vol.97



CONTENTS

あいさつ

協議会活動

会員紹介

行政ニュース

地域部会、イベント等

- 1 協議会会長 高瀬太
- 2 千葉県環境生活部長 吉添圭介
- 3 特別講演、通常総会
- 5 ISOセミナー、研修会、講習会
- 6 (有)小泉運輸関東、(株)石原起業
- 8 (株)ナガタ、不二ライトメタル(株)
- 10 大気汚染防止法改正による水銀排出規制について
- 14 千葉県地球温暖化対策実行計画について
- 15 「ちば環境学習応援団」を募集しています(随時募集)
- 16 千葉県における廃棄物行政関連の動向について
- 20 地域部会活動報告、ふなばし環境フェア
- 21 協議会スケジュール、お知らせ





あいさつ

会長 高瀬 太
宇部興産(株)千葉石油化学
工場長



このたび、会員の皆様のご推挙を頂き、当協議会の会長を仰せつかる事になりました。
関係当局のご指導と会員皆様のご協力を頂き、任務を遂行して参りたいと存じますので、
よろしくお願い申し上げます。

当協議会は1975年に設立され、既に41年が経過しました。協議会の目的を「公害防止管理者等の環境保全に関する知識と技術の涵養と交流及び公害防止管理者等の相互理解の推進を図るとともに、県民に対して環境保全に関する知識と技術の普及啓もうを図り、もって工場、事業場等における公害防止管理の円滑な遂行と地域における環境の保全に資すること」と定め、41年間の活動の中で着実に成果をあげて参りました。また、千葉県及び関係6都市（千葉市、木更津市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市）と大規模工場を立地する企業とは、法令より厳しい基準の遵守を内容とする「公害防止に関する協定」を締結し地域の公害の防止及び住民の健康の保護と生活環境の保全を図って参ったところですが、平成27年にはPM2.5などの今日の環境問題の取り組みを盛り込んだ「環境の保全に関する協定」を締結いたしました。諸先輩ならびに関係各位のご尽力に対して改めて敬意を表しますとともに、これからも環境保全への取組みを継続して参ります。

今日の環境保全活動は、地球温暖化防止、廃棄物の利用、化学物質の管理、大気汚染・水質汚濁防止、生物多様性など多岐にわたり、これらは地球規模の課題として取り組まれております。一方で、日本のエネルギー政策は依然不透明な状況が続いております。このような状況下において、日本を代表する産業集積地である千葉県の当協議会においても、国内外の動向を把握しながら、協議会の目的に沿って関係行政の皆様や住民の皆様とコミュニケーションを密にし、環境保全に取り組むことが大切であると考えております。

最後に、会員各社の皆様の益々のご活躍、ご発展を祈念するとともに、皆様方の一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、会長就任のご挨拶とさせていただきます。

あいさつ

千葉県環境生活部長 吉添 圭介



千葉県環境生活部長の吉添でございます。

一般社団法人千葉県環境保全協議会の皆様におかれましては、講習会や研修会の開催をはじめ、環境保全に関する各種情報提供、指導、啓発等幅広い活動により、県内各企業の環境保全に関する知識のかん養に尽力いただいております。また、日頃より、本県の環境行政の推進に多大なる御支援と御協力をいただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、地球温暖化対策は喫緊の課題とされており、平成27年（2015年）12月には、温室効果ガス排出量の削減に係る国際的な枠組みである「パリ協定」が採択され、平成28年（2016年）11月に発効したところです。国では、温室効果ガスの排出量を2030年度に2013年度比で26%削減することを目標としております。

県では、こうした動きに合わせ、昨年9月に「千葉県地球温暖化対策実行計画」を策定しました。計画では、「再生可能エネルギー等の活用」「省エネルギーの促進」「温暖化対策に資する地域環境の整備・改善」「循環型社会の構築」の4つの基本方針に沿って、取り組むこととしています。

この計画に基づき、地域からの地球温暖化対策を推進するため、行政はもとより、県民や企業の皆様にも自ら行動し、実践していただけるよう、再生エネルギーの活用促進や、省エネルギーの取組支援等に努めてまいります。

また、本年6月には、東京湾の水質の改善を図るため、新たな「東京湾総量削減計画」を策定しました。企業の皆様方の御協力の下、総量規制基準の設定や、水環境改善のための教育、啓発の推進等を通して、東京湾の更なる水質改善に取り組んでまいりたいと考えております。

環境保全は、県民の皆様が安全・安心に暮らしていくための重要なテーマです。県といたしましては、本県の豊かな環境を次代に引き継いでいくため、環境保全に関する施策を積極的に展開してまいります。

そのためには、千葉県環境保全協議会並びに会員企業の皆様の知恵と技術がますます必要になってまいりますので、より一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

結びに、貴協議会並びに会員企業の皆様のますますの御発展を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。



協議会活動

平成29年度通常総会

5月12日(金) 於：ポートプラザちば『ロイヤル』

【特別講演(公害防止統括者等研修)】

「健康な暮らしと健康な住まい」

～近畿大学建築学部長 博士 岩前 篤氏～

人の歴史や文化と密接に関係し、日々の生活の舞台となる「住まい」。

近年特に注目を集めつつある高断熱住宅は、これからの人の暮らしや社会、環境をどのように変えていくのかを、興味深く解説して頂きました。



岩前先生

【通常総会】

来賓に県環境生活部生駒次長、県環境政策課熱田副課長、千葉市から矢澤環境保全部長、安西環境保全課長、船橋市から岡田環境政策課長、柏市から國井環境部長、原田環境政策課長をお迎えして、盛大に開催されました。

本年は、任期満了に伴う役員の改選もありました。



挨拶に立つ、代表理事 日本板硝子(株)
千葉事業所の宮之本所長



来賓を代表して挨拶をいただいた
千葉県環境生活部次長の生駒昌弘氏



通常総会の審議状況

【総会議案】

審議された議案は以下のとおりです。

- 第1号議案 平成28年度事業の承認について
 - 第2号議案 平成28年度収支決算の承認について
 - 第3号議案 平成29年度事業計画の決定について
 - 第4号議案 平成29年度収支予算の決定について
 - 第5号議案 任期満了に伴う役員の選任について
- 以上の議案については、全員異議なく承認されました。

協議会活動

平成29・30年度の新体制がスタート

新会長代表理事に高瀬太氏、もう一人の代表理事に茶木原浩明氏

総会に於いて理事及び監事の選任が承認されたことを受けて、直ちに役員選定の理事会が開催され、審議の結果、新会長代表理事に高瀬太氏、もう一人の代表理事に茶木原浩明氏、副会長に中田守氏、上原悦幸氏、河井信明氏、浅井祥二氏、植松謙一氏が、並びに業務執行理事に斉藤則俊氏が選定されました。



役員選定理事会の様子



新会長に選定された
宇部興産(株)千葉石油化学工場長 高瀬太氏の就任挨拶

平成29年度・30年度の役員になられた方

役員の種類	企業名	氏名
会長（代表理事）	宇部興産(株) 千葉石油化学工場	高瀬 太
代表理事	〃	茶木原 浩明
副会長	J F E スチール(株) 東日本製鉄所	中田 守
〃	住友化学(株) 千葉工場	上原 悦幸
〃	新日鐵住金(株) 君津製鐵所	河井 信明
〃	キッコーマン(株)	浅井 祥二
〃	丸善石油化学(株) 千葉工場	植松 謙一
業務執行理事	(一社) 千葉県環境保全協議会	斉藤 則俊
理事（君津）	君津共同火力(株) 君津共同発電所	鈴木 明朗
〃（市原）	J N C 石油化学(株) 市原製造所	大谷 茂
〃（東葛北部）	曾田香料(株)	猿渡 宏
〃（千葉）	(株) J-オイルミルズ 千葉工場	平郡 研示
〃（習志野八千代）	東洋佐々木ガラス(株) 千葉工場	間宮 晶
〃（船橋）	(株) クボタ 京葉工業	吉永 幸弘
〃（長生夷隅安房）	関東天然瓦斯開発(株)	齋藤 篤志
〃（印旛香取）	米屋(株)	川島 覚
〃（市川）	興亜硝子(株) 市川工場	柴 敏之
〃（海匝山武）	ヒゲタ醤油(株)	百川 昌伯
〃（松戸）	宝酒造(株) 松戸工場	森山 龍二
監事	東京ガス(株) 袖ヶ浦 LNG 基地	前原 長伸
〃	コスモ石油(株) 千葉製油所	中林 大樹



協議会活動

ISO14001 移行対応セミナー

6月15日(木)

講師 (株)品質保証総合研究所(JQAI) セミナー事業部

主席講師 青木 雅彦 氏

昨年に引き続き青木先生に講師をお願いしました。

2004年版からの変更点全般を2015年版の意図を踏まえて解説し、移行審査を受審するまでの流れに沿って具体的に何を準備すればよいのかを分かりやすく解説して頂きました。

終了後のアンケート結果からも内容、資料、そして話し方もとても良かったと好評でした。



対話形式の講義



ISO セミナー全景

公害防止管理者育成研修

大気関係 7月25日(火)

・「水銀規制について」

千葉県大気保全課 班長 坂元 理 氏

・「千葉県の大气環境測定結果の状況について」

千葉県大気保全課 班長 大伴 正人 氏

・「千葉県地球温暖化対策実行計画について」

千葉県循環型社会推進課 副主幹 杉澤 良介 氏

・「地球温暖化リスクに関する最新の科学的知見」

国立環境研究所 社会環境研究センター 高橋 潔 氏

日々取り組まれている地球温暖化に関する科学的知見を紹介し、我々自身・企業ができること、そして、しなければならないことを解説して頂きました。



大気関係研修全景

公害防止管理者国家試験 受験講習

・7月18日～20日 水質1回目 3日間コース

・8月22日～24日 水質2回目 3日間コース

・8月1日～3日 大気1回目 3日間コース

・8月29日～31日 大気2回目 3日間コース

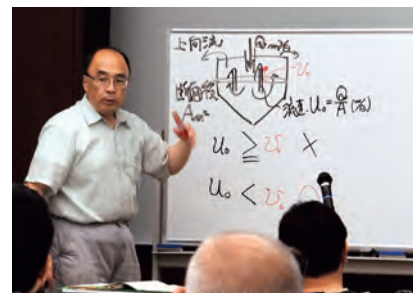
・8月22日～23日 騒音・振動

・8月29日～30日 ダイオキシン類

本年度の国家試験実施日は10月1日(日)です。

過去問から導いた傾向と対策を、ポイントを抑えながら懇切丁寧に解説します。

公害防止管理者の資格取得を目指して受験準備も万全！



講師の熱心な指導



受験講習(水質)



会員紹介

有限会社 小泉運輸関東

小泉運輸関東は「泉翔グループ」の一員です。

「泉翔グループ」は長野県南信州に本社を置き、輸送業及び建設業を営み40年の歳月が過ぎました。

弊社は関東を拠点に一般貨物輸送業と産業廃棄物収集運搬業を行い、母体である株式会社泉翔の千葉営業所兼ねて、平成18年5月に発足いたしました。

私達が大切にしたいのが、お客様にご満足いただけるサービスを提供し続けることです。

お客様が求めるニーズを満たし、社訓である「創意工夫」・「互助互恵」・「積極対応」の三訓を社員全員が心がけています。

環境保全対策としては、運送業のためエコドライブの実施、アイドリングの防止、低公害車の導入をしております。

株式会社泉翔はグリーン経営を取得していますので、弊社も取得を目指しています。

尚、産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可は次の通りです。

産業廃棄物収集運搬業許可

千葉県、埼玉県、群馬県、茨城県、栃木県、神奈川県、東京都、山梨県、長野県
山口県、三重県、静岡県、愛知県、福島県、新潟県、滋賀県、岩手県
和歌山県（申請中）、青森県（申請中）、

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可

千葉県、神奈川県、茨城県、東京都、群馬県、埼玉県、栃木県、福島県、岩手県
（平成29年8月17日現在）

扱い品目については下記にお問い合わせください。

住所：千葉縣市原市白金町六丁目29番地2 TEL：0436-20-0572 FAX：0436-20-0573





会員紹介

株式会社石原起業

工場や建設現場から発生する無機性汚泥が造粒固化処理により再生資源として生まれ変わります。



私たち株式会社石原起業は、1976年（昭和51）に土木建築工事業者としてスタートした会社です。その土木工事で培ってきた土に対する知識を活かし産業の製造工程や建設現場から排出される無機性汚泥を利用したリサイクルサンドの製造に取り組んでいます。

基本理念

株式会社石原起業は「産業廃棄物処分量」「収集運搬量」の運営を行う上で地球環境の保全に配慮して行動し、循環型社会の発展に貢献することを進めていくとともに、事業活動が環境に与える影響を認識し「エコアクション2.1環境経営システム」を導入することにより資源エネルギーの有効活用、汚染防止、適正処理及びリサイクルを継続的に推進します。

汚泥運搬実例

工場の脱水汚泥



汚泥を脱水処理されている場合、コンテナの設置をさせていただきます。またホッパから直接荷台に落とす場合には中型車、大型車共に荷台の深い車両で引き取りに伺います。

側溝清掃汚泥



工場内の側溝清掃汚泥は石原起業にお任せ下さい。高圧洗浄機付きのパキューム車で吸引から洗浄まで行います。また経験豊富な作業員がテキパキと作業に取り組めます。

工場のピット汚泥



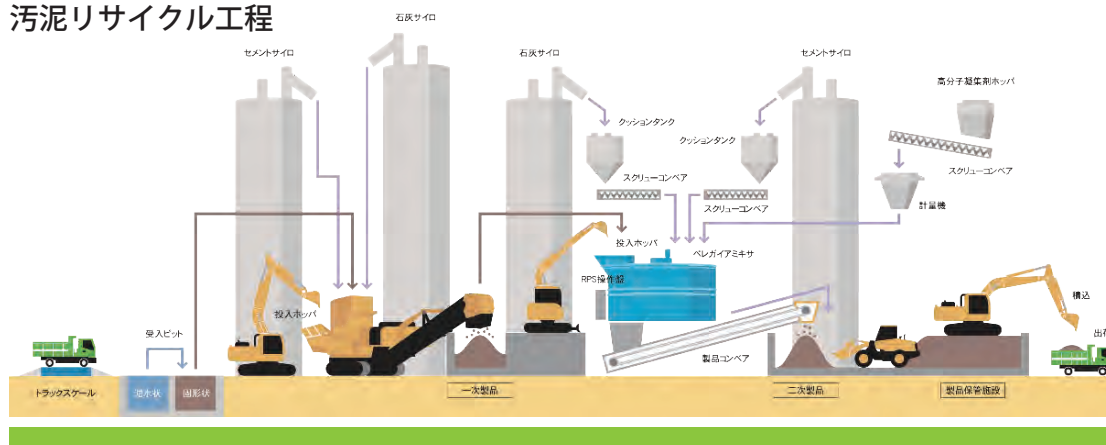
含水率の高い汚泥は運搬中の流失がないようパキューム車にて対応させていただきます。効率よく、そして安心して安価に収集運搬が行えます。

コンテナ回収できない汚泥



現場の立地や保管スペースなどの問題でコンテナの設置が行えない場合にはドラム缶やフレコンにて汚泥を収集運搬致します。

汚泥リサイクル工程



会員紹介



株式会社ナガタ



ZERO EMISSION

資源循環型社会への構築

～企業と共に『ゼロ・エミッション=廃棄物ゼロ』を推進していきます。～

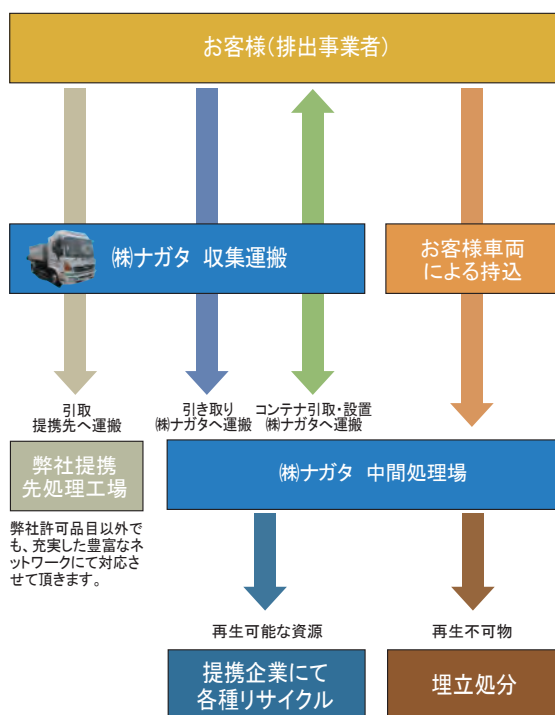


リサイクルセンター
廃棄物を詳細に分別し
破碎することによって、
リサイクル率の精度を
向上させ、できる限り
最終処分を抑制します。



マテリアルセンター
100%マテリアルリサイクル
のため、最終処分になる施設
です。そのため、マニフェス
ト伝票のE票がこの施設で完
結します。

株式会社ナガタ 物流業務フロー図



会社概要

商号

株式会社ナガタ

所在地

〒299-0107 千葉県市原市姉崎海岸42番地

電話 0436-61-1203 FAX 0436-61-1204

代表取締役

長田 博正

施設所在地

リサイクルセンター 千葉県市原市姉崎海岸42番地

マテリアルセンター 千葉県市原市姉崎904-3

環境マネジメント(ISO14001)

EJ01556/JIS Q14001:2004

平成17年7月5日 取得

事業内容

- ① 産業廃棄物の処理業
- ② 金属くずの再生業
- ③ プラスチックの加工及び減量販売
- ④ 製鉄原料の収集業
- ⑤ 非鉄原料の収集業
- ⑥ 製紙原料の収集業
- ⑦ 建物、プラントの解体工事の請負
- ⑧ 質量に係る計量証明業
- ⑨ 古紙回収業
- ⑩ 前各号に付帯する一切の事業



会員紹介



不二ライトメタル

東日本事業部

不二ライトメタルは、アルミニウムをはじめ、軽金属の特性を十分に活かした商品の開発・製造・販売を展開しております。

昭和51年押出一般形材、昭和57年に精密押出をベースにした精密加工品の製造・販売を開始し、ビル用建材から半導体製造装置・自動車関連・家電製品・事務機・日用品等の部品にいたるまで、アルミニウムを始めとする、軽金属のサプライヤーとして時代のニーズに応える多様な製品を提供しています。

◎生産工程

鋳造：アルミニウム地金（インゴット）を溶解し、アルミニウム合金ビレットを製造する工程です。



ダイス：押出に使用するダイス（金型）を、設計から製作迄を CAD/CAM システムにより一元管理し、最先端の加工技術により高精度のダイスを製作します。



押出：アルミニウムビレットを加熱して、押出機にセットし高い圧力でダイス金型から押し出すことで、アルミニウム形材を成型する工程です。



表面処理：アルミ形材の表面に、アルマイト被膜や塗膜を形成させる工程です。アルミニウム形材の耐食性・耐摩耗性、耐候性を改善するとともに意匠性を高めます。

梱包出荷：最終検査を行い、合格品をお客様のご要望に合わせた形態で梱包し出荷する工程です。

不二ライトメタルでは一貫生産システムと高い技術力で高精度、高品質、ローコスト、短納期、質の高いサービスを追及いたします。





行政ニュース①

大気汚染防止法改正による水銀排出規制について

千葉県環境生活部大気保全課

「水銀に関する水俣条約」が平成 29 年 8 月 16 日に発効したことにより、条約の担保措置として改正された大気汚染防止法の施行日が平成 30 年 4 月 1 日となりました。

この改正法等により、水銀排出施設の具体的な要件が定められ、また、設置者等に対しては水銀排出基準の遵守、各種届出、定期測定等の義務が生じます。つきましては、既存の水銀排出施設を設置している事業者及び新たに設置を検討されている事業者におかれましては、必要な手続きや測定を行っていただきますようお願いいたします。

以下、改正法の概要を説明します。

1 水銀排出施設及び水銀排出基準

水銀排出施設として定められている施設は、大きく分けて、石炭燃焼施設、非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程、セメント製造施設、廃棄物焼却炉となっており、ほとんどが大気汚染防止法に定められているばい煙発生施設ですが、一部、ダイオキシン類対策特別措置法や廃棄物処理法、水銀汚染防止法の施設も該当し、水銀排出基準（表 1）を遵守することとされました。

2 使用届出等

既存の施設が水銀排出施設に該当する事業者については、平成 30 年 4 月 1 日から 4 月 30 日の間に使用届出書を提出していただく必要があります。使用届出に当たっては、排ガス中の水銀濃度や原料、燃料、焼却する廃棄物の水銀含有割合を記載する必要がありますので、事前に分析を行っておいてください。

また、水銀排出施設の設置、構造等変更、承継、廃止又は設置者の氏名等変更についても、届出を行う必要があります。なお、ばい煙発生施設と水銀排出施設が同一の施設であっても、設置及び構造等変更の届出は別々に行う必要があります。

3 定期的な自主測定の実施

水銀排出施設の設置者等は、排ガス量や水銀排出施設の種類に応じて定められた期間内（表 3）に、排ガス中の水銀濃度を測定、記録し、3 年間保存しなければなりません。自主測定の結果、排出基準を上回る濃度が検出された場合、3 回以上の再測定（試料採取を含む）を実施し、初回の測定結果を含めた計 4 回以上の測定結果のうち、最大値及び最小値を除く全ての測定結果の平均値により評価することとなります。再測定については、初回の測定結果が排出基準の 1.5 倍を超過していた場合は、初回測定結果が得られた後 30 日以内に、それ以外の場合は 60 日以内に実施する必要があります。（図 1 参照）



4 要排出抑制施設

水俣条約において規制対象となっていない施設のうち、我が国において水銀等の排出量が相当程度多い施設であって、排出抑制をすることが適当であるものとして、製鉄用焼結炉及び製鋼用電気炉が要排出抑制施設（表2）とされています。

要排出抑制施設の設置者は、自主的な排出抑制に取り組むこととされており、単独又は共同で、自ら遵守すべき基準の作成、水銀濃度の測定・記録・保存等の排出抑制措置を講ずるとともに、当該措置の実施状況及びその評価を公表することが義務づけられました。

詳細については、環境省ホームページをご覧ください。当課又は大気汚染防止法所管市の担当課までお問い合わせください。

環境省水銀大気排出対策HP http://www.env.go.jp/air/suigin/post_11.html

問い合わせ先

千葉県環境生活部大気保全課大気規制班	043-223-3804
千葉市環境局環境保全部環境規制課	043-245-5189
船橋市環境部環境保全課	047-436-2452
柏市環境部環境政策課	04-7167-1695
市川市環境部環境保全課	047-712-6311
松戸市環境部環境保全課	047-366-7337
市原市環境部環境管理課	0436-23-9867

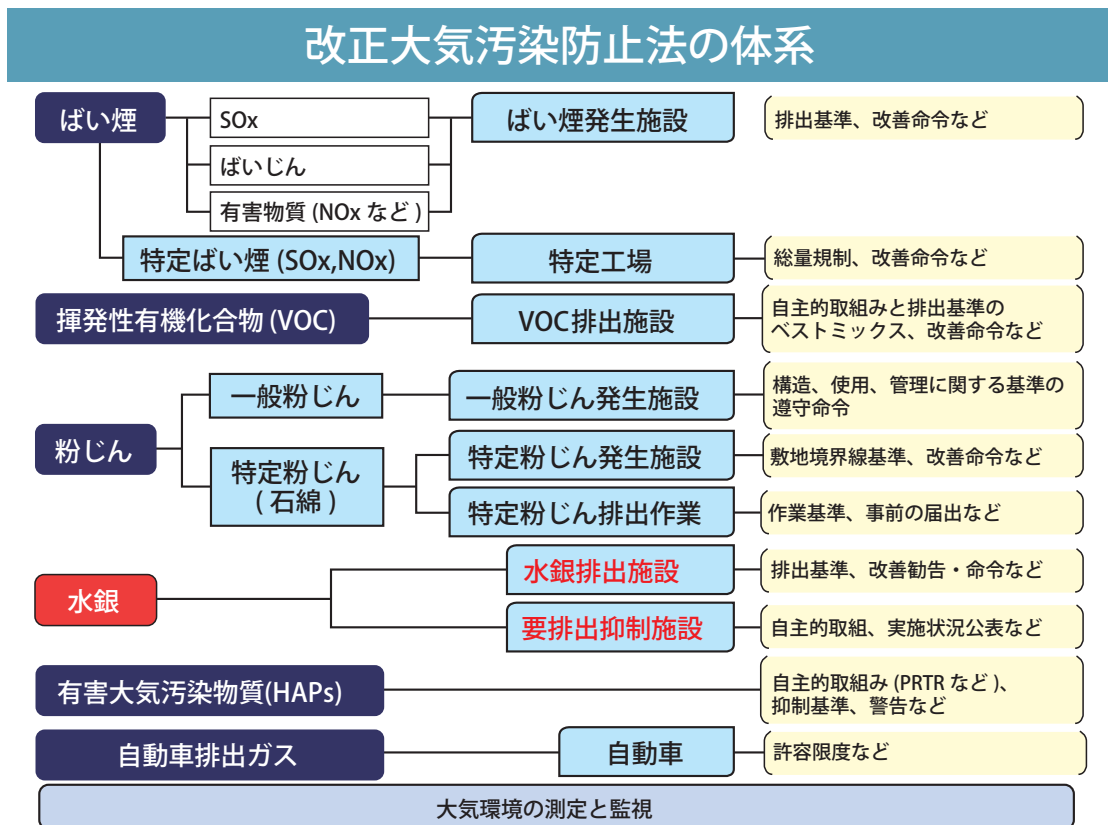




表1 水銀排出施設

水俣条約の 対象施設	大気汚染防止法の 水銀排出施設		具体的な要件（改正省令別表第三の三）	排出基準（注4） （ $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ ）	
				新設	既設
石炭火力発電所 産業用石炭 燃焼ボイラー	小型石炭混焼ボイラー		・ 令別表第一（注1）の一のボイラーのうち、石炭を燃焼させるものであって、バーナー燃焼能力が重油換算 10 万 L/ 時未満のもの（石炭専焼ボイラーを除く。）	10	15
	石炭専焼ボイラー及び 大型石炭混焼ボイラー		・ 令別表第一の一のボイラーのうち石炭を燃焼させるものであって、前項に掲げるもの以外のもの	8	10
非鉄金属 （銅、鉛、亜鉛及び 工業金） 製造に用いられる 精錬及び焙焼 の工程	一次 施設	銅 又は工業金	・ 令別表第一の三～五に掲げる施設及び一四に掲げる施設のうち銅又は金の一次精錬用のもの （専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）	15	30
		鉛 又は亜鉛	・ 令別表第一の三～五に掲げる施設及び一四に掲げる施設のうち鉛又は亜鉛の一次精錬用のもの （専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）	30	50
	二次 施設	銅、鉛 又は亜鉛	・ 令別表第一の三～五に掲げる施設及び一四に掲げる施設のうち銅、鉛又は亜鉛の二次精錬用のもの ・ 令別表第一の二四に掲げる溶解炉のうち鉛の二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）用のもの ・ ダイオキシシン法施行令別表第一の三に掲げる施設（製鋼用電気炉ばいじんから亜鉛を回収する焙焼炉等） （専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）	100	400
		工業金	・ 令別表第一の三～五に掲げる施設のうち金の二次精錬用のもの（専ら粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）	30	50
セメントクリン カーの製造設備	セメントの製造の用に 供する焼成炉		・ 令別表第一の九に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの	50	80 （注5）
廃棄物の 焼却設備	廃棄物焼却炉 （一般廃棄物焼却炉、 産業廃棄物焼却炉、 下水汚泥焼却炉）		・ 令別表第一の一三に掲げる廃棄物焼却炉 ・ 一般廃棄物の焼却施設（廃棄物処理法第八条第一項）、産業廃棄物の焼却施設（廃棄物処理法施行令 第七条第三号、第五号、第八号、第十号、第十一の二号、第十二号、第十三の二号）であって、火格子面積が2㎡以上もしくは焼却能力が200kg/時以上のもの （専ら排出事業者が設置する廃油焼却施設であって、原油精製工程から排出された廃油以外を取り扱うものを除く。）	30	50
	水銀含有汚泥等の 焼却炉等		・ 水銀回収義務付け産業廃棄物（注2）又は水銀含有再生資源（注3）を取り扱う施設（加熱工程を含む施設に限る。） （施設規模による裾切りはなし。）	50	100

（注1）大気汚染防止法施行令の別表第一

（注2）廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定

（注3）水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定

（注4）酸素換算は、石炭燃焼ボイラー 6%、セメントクリンカー製造用焼成炉 10%、廃棄物焼却炉・水銀含有汚泥等焼却炉 12%

（注5）原料とする石灰石中の水銀含有量が 0.05 mg-Hg/kg-Limestone（重量比）以上であるものについては、 $140\mu\text{g}/\text{Nm}^3$

表2 要排出抑制施設

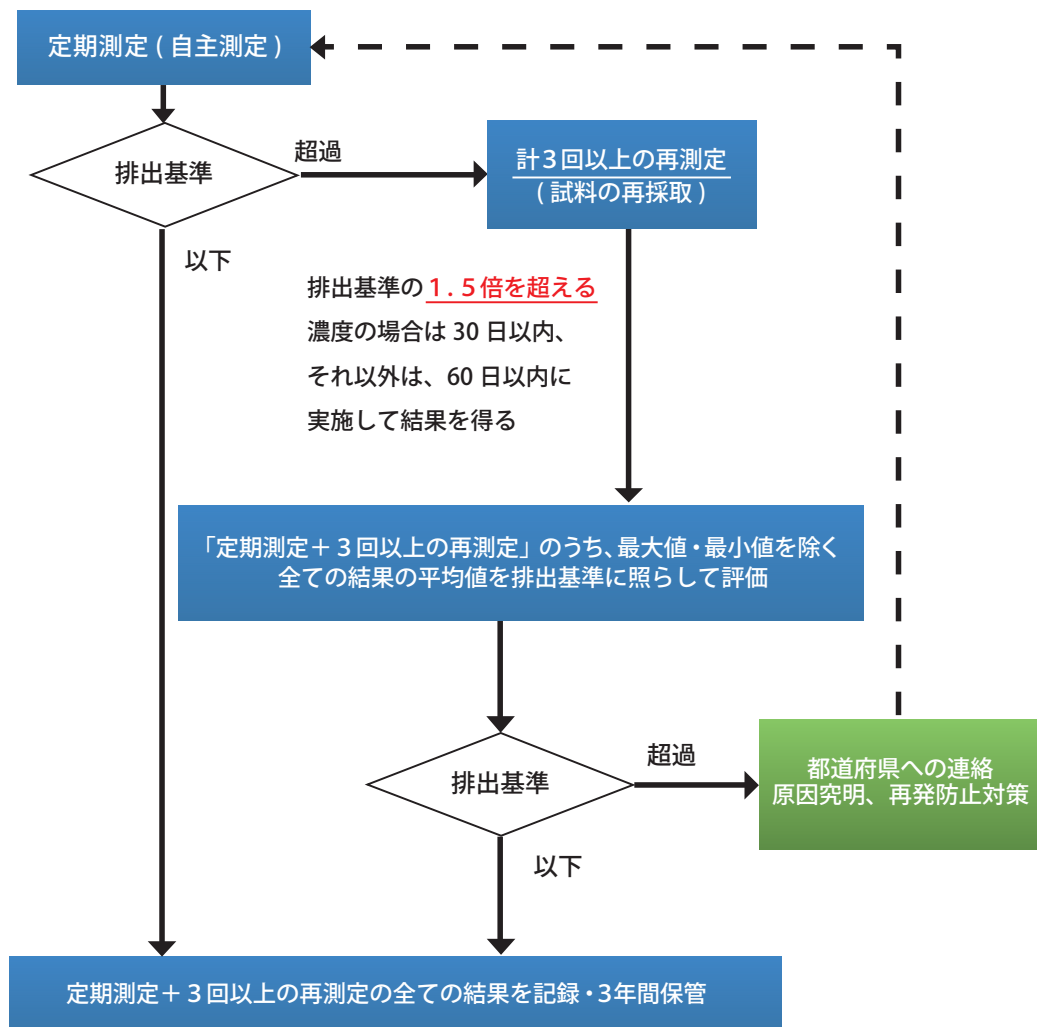
製鉄の用に供する焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）	自ら遵守すべき基準の作成、水銀濃度の測定・記録・保存等の排出抑制措置を講ずるとともに、当該措置の実施状況及びその評価を公表する。
製鋼の用に供する電気炉	

※要排出抑制施設については届出不要です。

表3 定期測定の頻度

排出ガス量が 4 万 Nm ³ / 時以上の施設	4 か月を超えない作業期間ごとに 1 回以上
排出ガス量が 4 万 Nm ³ / 時未満の施設	6 か月を超えない作業期間ごとに 1 回以上
専ら銅、鉛又は亜鉛の硫化物を原料とする乾燥炉	年 1 回以上
専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉	年 1 回以上

図1 定期測定の結果が排出基準を超過した場合のフロー図





行政ニュース②

千葉県地球温暖化対策実行計画について

千葉県環境生活部循環型社会推進課

2016年11月、全ての国が参加した温室効果ガス排出削減の枠組み「パリ協定」が発効され、国においても、2030年度の温室効果ガス排出を2013年度比26%削減する目標を掲げた「地球温暖化対策計画」を策定しました。こうした地球温暖化対策を巡る動きにあわせ、千葉県においても、地域から地球温暖化対策を推進するため、2016年9月に「千葉県地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

1 計画の目標

2013年度を基準年度、2030年度を目標年度とし、本県の二酸化炭素排出量の約8割を占める4主体（家庭、事務所・店舗等、製造業、運輸貨物）に定めています。

製造業は、「低炭素社会実行計画の各業界目標を責任を持って達成する」ことを目標とし、中小企業については、各業界目標が達成された場合の産業部門全体の削減量等とほぼ同じ水準となるよう設定しています。

各主体の目標 (2030年度)

家庭

- 世帯当たりエネルギー消費量を2013年度比30%削減
- 自動車1台当たり燃料消費量を2013年度比25%削減
- 家庭系ごみの排出量を2013年度比15%削減

事務所・店舗等

- 延床面積1㎡当たりエネルギー消費量を2013年度比40%削減
- 自動車1台当たり燃料消費量を2013年度比25%削減
- 事業系一般廃棄物の排出量を2013年度比15%削減

製造業

低炭素社会実行計画の参加企業

- 低炭素社会実行計画の各業界目標を責任を持って達成

その他の企業・中小企業

- 生産量当たりエネルギー消費量を2013年度比10%削減

運輸貨物

- 貨物自動車の輸送トンキロ当たり燃料消費量を2013年度比26%削減

2 県の普及啓発事業

事務所・店舗等及び家庭の二酸化炭素排出量は1990年に比べ温室効果ガス排出量が大幅に増加しています。そのため、県では事業者及び家庭向けの普及啓発事業を実施しています。

事業者向けには、2016年10月、自ら積極的に温暖化対策に取り組む事業所を登録し、登録事業所にロゴマーク等を使用いただく「CO₂CO₂（コツコツ）スマート宣言事業所登録制度」を開始しました。制度開始から8カ月ほど経過した2017年6月末現在、512の事業所に登録いただいています。

また、家庭向けには、「我が家のCO₂CO₂（コツコツ）スマート大作戦」として、7月～9月の間、家庭で省エネに取り組み県に報告した方に「食のちばの逸品」を抽選で差し上げるキャンペーンを実施しています（冬季は12月～2月）。



我が家のCO₂CO₂スマート大作戦キャンペーンロゴ



行政ニュース③

「ちば環境学習応援団」を募集しています(随時募集)

千葉県環境生活部循環型社会推進課

千葉県では、平成29年度から県民等の自主的な環境学習及び環境保全活動を支援するため、講師派遣や施設見学、体験活動などに御協力いただける事業者を「ちば環境学習応援団」として登録し、県のホームページ等で紹介する制度を始めました。

持続可能な社会の実現のため、また、県民との環境コミュニケーションの一環として、千葉県全体で環境保全意識の高揚につなげていけるよう、ぜひご協力をお願いします。



チーバくん

1 登録内容

(1) 登録種別…派遣型と受入型の2種類です。

種別	活動内容
派遣型	県内において、県民、学校、地域団体等が主催する環境学習及び環境保全活動に、依頼に応じて講師や助言者を派遣する。
受入型	県民、学校、地域団体等を施設に受け入れ、見学に併せて環境負荷低減のための技術や取組を紹介したり、自然体験等の学習機会を提供する。

(2) 専門分野及び活動内容…①～④の4種類です。

分野	活動内容
① 地球温暖化	気候変動・温室効果ガス・再生可能エネルギー・省エネルギー・国際的取組 等
② 自然・生物	自然観察や体験・自然環境の保全・生物多様性・野生生物の保護管理 等
③ 循環型社会	3R・ごみの処理・廃棄物削減・食品ロス・バイオマス・海岸漂着物・リサイクルやリメイク工作 等
④ 大気・水環境	大気汚染防止・エコドライブ・河川や湖沼等の水質・水の浄化・地質・化学物質 等

(3) 活動地域(派遣型のみ) … 活動可能な地域の範囲です。

① 県内全域	② 北西部	③ 北東部	④ 南部	⑤ 特定市町村
--------	-------	-------	------	---------

(4) 活動対象 … ①～⑤の5つに分類されます。

① 未就学児	② 小学生	③ 中学生	④ 高校生	⑤ 一般
--------	-------	-------	-------	------

2 登録対象

過去5回以上の環境学習に係る講師派遣等の活動実績又は千葉県内に環境学習に係る対象施設を所有、管理している事業者等

3 登録手続き

所定の「応募用紙(第1号様式)」に必要事項を記載の上、千葉県環境生活部循環型社会推進課へ提出してください。

4 その他

詳しくは千葉県ホームページをご覧ください。「ちば環境学習応援団」を募集します。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/shigen/kankyougakushuu/ouendan29.html>

応募用紙は上記ホームページからダウンロードできます。

【お問い合わせ先】

千葉県環境生活部循環型社会推進課 環境保全活動推進班 (TEL:043-223-4144)



行政ニュース④

千葉県における廃棄物行政関連の動向について

千葉県環境生活部廃棄物指導課

1 はじめに

今年6月16日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）が改正されました。さらに、6月9日には廃棄物処理法施行規則が改正されています。また、昨年5月にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 特別措置法）が改正され、7月に国の「PCB 廃棄物処理基本計画」が改訂されたことを受け、今年3月に「千葉県 PCB 廃棄物処理計画」を改訂しました。これらの法令等の改正内容及び県の対応について御紹介します。

2 廃棄物処理法の改正について

今年6月16日に廃棄物処理法が改正されました。本改正の主な内容は「雑品スクラップに係る届出制度」「電子マニフェスト利用の義務化」「親会社・子会社の関係にある排出事業者責任に係る取扱いの整理」の3点です。特に、「雑品スクラップに係る届出制度」については、廃棄物処理法上はじめて「有価物」に対する規制となりますので、取扱いがある事業者の方は御注意ください。以下でその内容を説明します。

(1) 雑品スクラップに係る届出制度の創設

有害物を含む使用済み電気電子機器がその他の金属スクラップと混合されたもの（雑品スクラップ）については「有価物」であるため、廃棄物処理法の規定が適用されません。しかし、有害な金属を含んでいるため、周辺環境に悪影響を与えるほか、昨年末に船橋市、市川市で発生した大規模火災のような事故の温床にもなっています。

今回の法改正により、雑品スクラップを取り扱っている事業者は、県に対して届出を行うこととなりました。また、適正な保管及び取扱いのために、基準が設けられることとなりました。県は、届出に基づき立入検査や報告徴収等を行うこととなります。さらに、違反者に対しては罰則がありますので御注意ください。



図1 雑品スクラップの一例

(2) 多量排出事業者に係る電子マニフェスト利用の義務化

昨年発生した食品廃棄物の不適正な転売事案をはじめとして、産業廃棄物の不適正処理や法令違反は未だ後を絶ちません。



排出事業者は、産業廃棄物を排出すると同時に、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付する必要があります。産業廃棄物の運搬や処分が終了した時、マニフェストの写しが処理業者から回付されます。排出事業者は、それを確認することで適正処理のトレーサビリティをとることとなります。マニフェストには、紙の複写式のものと電子情報処理組織を用いたもの（電子マニフェスト）があります。

今回の法改正により、特別管理産業廃棄物を多量に排出する事業者（50t/年以上）は、電子マニフェストを利用することが義務化されました。電子マニフェストは紙の複写式のものと比較して、交付時の必要情報の入力漏れ等を防ぐことができ（遵法性）、また、産業廃棄物の処理の状況が即時に把握できる（透明性）ため、適正処理の確保が期待されます。

（３）親会社・子会社の関係にある排出事業者責任に係る取扱いの整理

廃棄物処理法では、他者に産業廃棄物の処理を委託する場合、契約書の作成義務や、委託先が産業廃棄物処理業許可を有していることが必要となります。親子関係にある事業者に関しても、互いが他者であるとして取り扱われます。例えば、廃棄物処理を担う自社内の環境部局（処理業許可不要）を分割子会社化した場合、許可や契約締結が必要となります。

今回の法改正により、県が認める場合に限り、親会社が子会社に廃棄物処理を委託する際、許可や契約締結が不要となります。すなわち、親会社と子会社を同一の排出事業者とみなし、責任を共有することができるようになります。ただし、廃棄物処理業許可に係る欠格要件等、マイナス部分も共有することとなりますので注意が必要です。

３ 水銀廃棄物に係る法令改正について

平成２５年１０月に、我が国が「水銀に関する水俣条約」を採択したことを受け、平成２７年１１月に廃棄物処理法施行令の一部が改正され、平成２８年４月１日に、廃水銀等を特別管理産業廃棄物に指定する内容の施行規則が施行されました。また、今年６月９日には、水銀使用製品産業廃棄物等に係る内容で施行規則が改正され、１０月１日に施行される予定です。

（１）水銀使用製品産業廃棄物の追加

水銀を使用した製品が産業廃棄物となったものが、新たに「水銀使用製品産業廃棄物」として指定されました。対象は、表１の製品及びこれらが部品として組み込まれている製品であるほか、水銀又はその化合物を使用していることが表示されている製品も対象となります。

表１ 水銀使用製品産業廃棄物

製 品	水銀回収義務
水銀電池	
空気亜鉛電池	
スイッチ及びリレー（水銀が目視確認できるものに限る）	○
蛍光ランプ	
HID ランプ、放電ランプ	
農薬	



気圧計、湿度計、ガラス製温度計、水銀体温計、水銀式血圧計、握力計	○
液柱形圧力計、弾性圧力計、圧力伝送器、真空計、水銀充満圧力式温度計	○
温度定点セル	
顔料	
ボイラ（二流体サイクルに用いられるものに限る）、水銀抵抗原器、周波数標準機	
灯台の回転装置、水銀トリム・ヒール調整装置、差圧式流量計、傾斜計	○
参照電極	
医薬品	
水銀等の製剤	

（２）水銀含有ばいじん等の追加

ばいじん、燃えがら、汚泥、鉍さい、廃酸、廃アルカリで、水銀を１キログラム（１リットル）当たり１５ミリグラム以上含有するものについて、新たに「水銀含有ばいじん等」という種類が規定されました。なお、水銀を含む特定有害産業廃棄物は、引き続き特別管理産業廃棄物として処理することになります。

（３）水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に共通する新たな措置

排出事業者が「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」の処理を委託する場合、それぞれの許可を有する処理業者へ委託しなければなりません。また、委託契約書及びマニフェストにも、これらの情報を明記することが必要となります。さらに、産業廃棄物保管場所の掲示板にもこれらの情報を明記し、適正に保管する必要があります。

（４）水銀使用製品産業廃棄物等からの水銀回収義務について

表１に示す水銀使用製品産業廃棄物の一部については、内包される水銀の回収が義務付けられます。また、水銀を１キログラム（１リットル）当たり１，０００ミリグラム以上含有する水銀含有ばいじん等及び特定有害産業廃棄物についても、水銀の回収が義務付けられます。これらの産業廃棄物については、水銀回収を行うことができる処理業者へ委託する必要があります。

４ 千葉県ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物処理計画の改訂について

「千葉県 PCB 廃棄物処理計画」は、PCB 特別措置法第 7 条の規定に基づき、国が定める「PCB 廃棄物処理基本計画」に即し、平成 20 年に県内全域（千葉市、船橋市、柏市を含む区域）を対象として策定したものです。昨年 5 月に PCB 特別措置法が改正され、7 月に PCB 廃棄物処理基本計画が改訂されたことから、その内容を反映させるため、千葉県 PCB 廃棄物処理計画の改訂を行いました。改訂の主な内容は次のとおりです。



図2 PCBが使用された電気機器（左：コンデンサー、右：安定器）

（１）高濃度 PCB 使用製品について、高濃度 PCB 廃棄物と同様の処分期間や届出等義務が課されることとなりました。なお、PCB 使用製品のうち、電気事業法で規定される PCB 含有電気工作物（変圧器やコンデンサー等）については、同法の定めるところにより期限内に使用を停止することとなっていますが、県は、早期に使用を停止し処理するよう指導していくこととしています。

（２）高濃度 PCB 廃棄物について、以下の表のとおり「処分期間」又は「特例処分期限日」までに処理することとしました。なお、法改正前から計画的に処理を行っていた事業者に対しては、特例処分期限日までの処理を認めることとしています。

表 2 高濃度 PCB 廃棄物の処分期間及び特例処分期限日

処理施設	処分期間	特例処分期限日
JESCO 東京事業所	平成 34 年 3 月 31 日まで	平成 35 年 3 月 31 日
JESCO 北海道事業所	平成 35 年 3 月 31 日まで	平成 36 年 3 月 31 日
JESCO 北九州事業所	平成 30 年 3 月 31 日まで	平成 31 年 3 月 31 日

（３）県は、保管事業者等が期限内処理を行うために必要な範囲で、報告徴収や改善命令を行うことができるようになりました。さらに、保管事業者等が不明な高濃度 PCB 廃棄物に対して、処分期間内の処理が困難な場合、行政代執行を行うことができることとなりました。

（４）県及び政令市は、PCB 廃棄物処理基本計画に基づき、管内の事業者が潜在的に保有している PCB 廃棄物等の調査（掘り起こし調査）を行うこととしました。さらに、県及び政令市自らが保管する PCB 廃棄物等については、率先して処理することとしました。

5 おわりに

地球的規模の水銀汚染の防止を目的とした「水銀に関する水俣条約」は、今年 8 月 16 日に発効します。条約発効により、水銀の輸出入や新たな水銀使用製品の製造が規制されることとなり、不要となった水銀廃棄物は適正処理を求められることとなります。水銀廃棄物をお持ちの方は適正な処理を行っていただきますようお願いします。

また、雑品スクラップ等に係る改正廃棄物処理法については、公布から 1 年以内（電子マニフェストに係る規制については 3 年以内）に施行予定です。届出の様式や要件等については、今後関係政省令で定められる予定となっていますので、環境省や県からの情報等を基に準備を進めていただきますようお願いします。

PCB 廃棄物については、処理の期限が早いもので残り 5 年弱となっています。県では、千葉県 PCB 廃棄物処理計画に基づき、情報提供や指導等を行っていきます。PCB 廃棄物を保管されている方は、処理計画を立て、確実かつ適正な処理を行っていただきますようお願いいたします。

地域部会活動

長生・夷隅・安房部会

【8月3日(木)】

講演 「アスベスト問題と含有工作物の解体
作業時における注意事項について」
講師 千葉県大気保全課 高橋 陽一郎 氏



部会活動状況

今年、第一回地域部会を開催しました。
本年度活動計画と予算案の審議、協議会総会と理事会の報告、及び会員間事業所近況の報告により相互の情報交換・交流を行いました。また、県行政からの有益情報をご講演して頂きました。

○他の地域部会

他の10部会も順次活動を始めました。次回会報にて掲載予定です。

ふなばし環境フェア(船橋部会)

～みんなでつくろう、地球にやさしい船橋～

【6月10日(土)】

第20回となる記念イベントが開催されました。
実行委員でもある船橋部会がパネル展示し、「公害防止組織」や企業の様々な環境活動について訪れた市民や行政に一生懸命アピールしました。

当会員である㈱クボタのラグビートップリーグ・クボタスピアーズも“参戦”し、会場を盛り上げました。



市長も企業の環境活動にご理解



若者たちが「公害」に関心



チーパくんとスッピー

いちはら環境フェア(市原部会)

【9月23日(土・祝) 予定】



今年のいちはら

エコメッセ2017 in ちば(当協議会)

～進め! COOL CHOICE～

【10月9日(月・祝) 予定】



今年のエコメッセ



平成29年度 主な行事

◆研修会	
終了5月12日(金)	公害防止統括者等研修「定期総会同日開催」
終了7月25日(水)	公害防止管理者等育成研修(大気関係)
9月8日(金)	廃棄物関係管理者研修(適正処理)
9月15日(金)	公害防止管理者等育成研修(水質関係)
10月18日(水)	廃棄物関係管理者研修(施設見学)
11月16日(木)	公害防止管理者等育成研修(騒音・振動・悪臭関係)
12月5日(火)	公害防止管理者等育成研修(実務講習)
1月16日(火)	公害防止管理者等育成研修(化学物質関係)
2月1日(木)	廃棄物関係管理者研修(資源循環)
◆ISO セミナー	
終了6月15日(木)	ISO14001 移行対応セミナー 1日コース
11月28日～29日	ISO14001 内部環境監査員養成セミナー 2日間コース
◆公害防止受験講習	
終了7月18日～20日	水質1回目 3日間コース
8月22日～24日	水質2回目 3日間コース
終了8月1日～3日	大気1回目 3日間コース
8月29日～31日	大気2回目 3日間コース
8月22日～23日	騒音・振動
8月29日～30日	ダイオキシン類
◆環境イベント	
終了6月10日(土)	ふなばし環境フェア
9月23日(土・祝)	いちほら環境フェスタ
10月9日(月・祝)	エコメッセ in ちば 2017



事務局よりお知らせ

- ・研修会やセミナー等のお申込みご案内は、約1か月前に行います。
- ・各種情報はメールでも配信します。また、当協議会HPは随時更新しておりますので、最新情報をご確認ください。
- ・メール配信の必要な方は、事務局へご連絡ください。
(同一企業の複数名もOKです)
- ・事務局では千葉県が行う「CO2 CO2 スマート宣言」や環境省の「COOL CHOICE」にも登録し、活動しております。
- ・事務局内には会員企業のCSRレポート等を陳列しています。
県庁にお越しの際など、是非お立寄りご覧ください。
- ・当協議会に関して、ご不明点やご意見ご相談などございましたら、お気軽にお問い合わせください。



もっと広げよう 未来のために！



いい油だな♪

ほくほくおいしい
おかずになるよ。
ごはんでみんなを
笑顔にするよ。
いい油だな♪
いい油だな♪

おいしい♪は 幸せのエネルギー。

 J-オイルミルズ

<http://www.j-oil.com>

教科書、書籍、雑誌、文具、雑貨、CD、DVD、玩具の販売



文化のチェーン
多田屋

～多田屋の起源～

多田屋の先達、能勢尚貞が千葉で医業の傍ら塾を開き、四書五経や筆墨の商いを始める様になり、1805年(文化2年)に盛松館・多田屋書肆と呼ぶようになりました。これが多田屋のルーツで、以来210年以上にわたり地域の皆様に文化をお届けしております。

弊社は創業より2百年、千葉県内を中心に教科書・書籍・雑誌、文具、雑貨、CD・DVD、玩具などの販売を行っております。外商は学校、官庁、企業様向けにテキスト販売・検定教科書の供給、取扱商品の納品業務を中心に営業をしております。また、文化事業的事業として古文書の解説や歴史講座などの教養講座を毎月開催しております。



■東金営業所

〒283-0066
東金市南上宿10-2
TEL 0475-54-1411
FAX 0475-53-1585

■千葉営業所

〒260-0851
千葉市中央区矢作町278-13
TEL 043-227-8388
FAX 043-227-6077

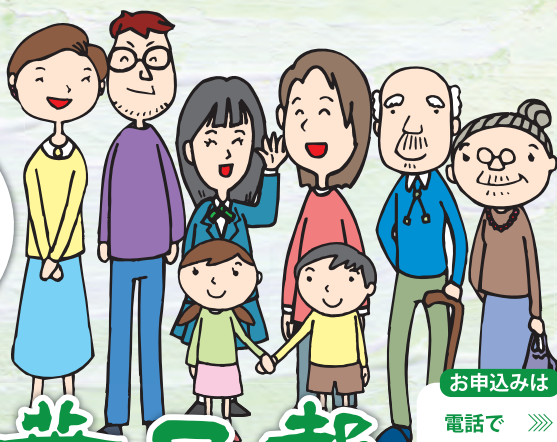
県内外の
政治・経済
ニュースが
詳しい!

県民みんなの新聞です。

地域の
ニュースが
満載!

アマ・プロ
スポーツを
詳細に報道

地域の
観光情報も
充実!



県民紙

千葉日報

お申込みは

電話で >>> ☎0120-16-7828
WEBで >>> c-nippo@chibanippo.co.jp
FAXで >>> 043-225-8241

創刊
60TH

もっと伝えたい
千葉がある

千葉日報友の会

新聞社ならではのイベント・講演会・特典を
用意しております。ぜひご入会ください。

一般・法人
会員
募集中

月極購読料金 1ヶ月 **3,015円**

千葉日報

検索

www.chibanippo.co.jp

お問い合わせは 千葉日報読者サービス係 〒260-0013 千葉市中央区中央4-14-10 TEL.043-227-0077

SOKKIA

iX



最速・最小・最軽量

超音波
モーター

コンパクト
ボディ

MDTSで
5.7kg



TOPCON
GT

SOKKIA

株式
会社

千葉測器

<http://www.chibasokki.co.jp>

(お問合せ) 〒260-0002 千葉市中央区旭町 24-5
TEL: 043-202-1391 (担当: 谷口・諏訪原)

■ 編 集 後 記 ■

私事で恐縮ですが、昨年の9月からゴルフを再開しました。8年のブランクは想像していたより根深く、初めてラウンドしたときと同じぐらいへったびに戻っていました。

ゴルフを始めたのは今から20年以上前になります。

始める前は、「止まっているボールを打って何が楽しいのか、狭い日本において、たった4人で何10メートル×何100メートルの面積を占有するなんて、亡国の遊戯だ。」と思っておりました。

やってみると、見ているときと大違い、あんなに簡単そうに見えるショット、パットの難しいこと、思い通りにいったときの楽しいこと。大の大人が喜んでやるわけです。

また、老若男女同じフィールドで楽しめます。基本的には自分との闘いですので全ては自己責任であり、そのプレー中には性格が如実に現れます。数時間は一緒にいますので、その人となりを観察することもでき？(ひそかな楽しみ)どんな人とでも、たったの一回で深く知り合えるのも魅力のひとつではないでしょうか。

再開したきっかけは、本協議会の「高志会」(協議会有志によるゴルフの会)です。このところ、毎年9月に開催されています。各社の環境保全担当者と懇親を深める良い機会ですので、参加されてはいかがでしょう？(今年、一緒に回る方、ご迷惑おかけします。)

そんなゴルフを楽しめるのも、豊かな自然があつてのこと、次世代に残すためにも会員各社のみなさまが環境保全においてご活躍されますことを祈念いたします。

K.U

会 報 第 9 7 号

発行年月 平成29年8月

発 行 者 一般社団法人 千葉県環境保全協議会

会 長 高瀬 太

千葉県中央区長洲1-15-7 森林会館内

電話 043(224)5827

印 刷 株式会社 アイポップ

千葉県長生郡睦沢町上市場1831

電話 0475(40)3700

表紙写真：

タイトル 「 利根川風情 」

日本燐酸(株)OB 小菅 信博 氏 提供

事務局からのお知らせ

会報表紙写真の募集をします (随 時)

会報“kanhokyo”は、表紙写真を会員のみなさまから募集いたします。

2回発行の夏号(8月)と新春号(1月)の表紙写真としてふさわしい作品を編集委員会にて選考させていただきます。

掲載にあたっては、薄謝を贈呈致しますのでふるってのご応募をお待ちします。

編集委員

宇部興産(株)、JFEスチール(株)、米屋(株)
丸善石油化学(株)、(株)J-オイルミルズ

